

## 体調不良の子どもの援助について

症状が重い場合や様態変化の激しい場合、下痢やおう吐等感染症が疑われる場合など、医療機関に診てもらわなければならない病気中のお子さん、また回復期ではあるものの保育所等での集団保育が困難な状態のお子さんを預かることはできません。

しかし、微熱程度で他の症状が無く提供会員が対応できる場合や、集団保育が可能な程度に安定して回復しているお子さんについては預かることが可能です。ただし、年齢や前後の生活状況等も踏まえ、お子さんのそれぞれに預かり可能な範囲が異なりますので、お子さんの体調不良時にも預かりを依頼する可能性がある場合には、お住まいの区の子ども・子育てプラザの担当職員にお伝えください。依頼会員・提供会員のペアで預かり可能な範囲を一人ひとりのお子さんに合わせ、事前に確認をさせていただきます。事前確認がなく、体調不良のお子さんの急な預かりの依頼には対応できないことがあります。

また、保育所等で保育中、または学校で授業中に発熱等でお迎えの必要が生じ、依頼会員（保護者）より代理として迎えに行くことを頼まれた場合、迎えに行き責任の持てる方（保護者、親族等）のところへ届けるのみの活動はできますが、そのまま提供会員が自宅で預かることや保護者に代わってお子さんを医療機関に連れていくことはできません。ただし、医療機関に診てもらわなければならない程度でかつ提供会員の了解があれば、1時間程度の短時間の預かりは可能です。

なお、投薬は保護者ではない提供会員が行うことは基本的にはできませんが、どうしてもその時間に投薬が必要な場合で提供会員の了解があった場合に限り、病名、薬の作用、飲ませ方、時間、量などを書面にして依頼してください。

ファミリー・サポート・センター事業は会員同士が互いに子育てを支えあう市民による相互援助活動です。依頼会員・提供会員の双方にとって、そしてなによりお子さんにとって、安全・安心な援助活動となるよう、会員のみなさまのご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。